

制度改正を踏まえた 老齢年金の 繰上げ&繰下げ受給の 検討ポイントと注意点

望月厚子

社会保険労務士 CFP®

2022年の年金制度改正のポイントの一つに、老齢年金の繰上げ受給、繰下げ受給に関する改正がある。本稿では、その改正内容を踏まえ、実際に繰上げ受給や繰下げ受給を検討する場合、どんな点に注意が必要か、また、繰上げ受給や繰下げ受給によって、年金の受取総額はどのように変化するのを見ていく。



老齢年金の繰上げ・繰下げ 受給制度の改正ポイント

老

齢年金（老齢基礎年金・老齢厚生年金）は、原則65歳

から受け取ることができるが、現状、60歳から70歳までの間で、自由に受給開始時期を選択することができる。

65歳より早く受取開始したい場合は、最大60歳までの5年間繰り上げることができ、これを「繰上げ受給」というが、この場合、繰上げ1ヵ月あたり年金額が0・5%減額される。

一方、65歳より遅く受取開始したい場合は、最大70歳までの5年間繰り下げることができる。これを「繰下げ受給」といい、繰下げ1ヵ月あたり年金額が0・7%増額される。

この老齢年金の繰上げ・繰下げ受給制度が、2022年4月1日に改正となる。

改正のポイントの一つに、受給

開始年齢の上限が75歳まで引き上げられることがあるが、その背景

にあるのが、2021年4月1日に改正された「高齢者雇用安定法」である。

同法の改正により事業主は、70歳までの継続雇用制度の導入などが努力義務とされた。

繰下げ受給の上限年齢の引上げは、これに合わせたものと考えられ、自身の就労状況などに合わせて、年金の受給開始時期を選ぶ選択肢の幅が広がったといえるだろう。

緩和される減額率の 適用対象者に注意

2022年4月1日からの繰上げ・繰下げ受給制度改正のもう一つのポイントは、繰上げ受給の減